

多摩市自治基本条例	多摩市長が定める多摩市自治基本条例の施行に関する規則
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 基本原則</p> <p> 第1節 基本原則（第4条）</p> <p> 第2節 市民の役割（第5条・第6条）</p> <p> 第3節 コミュニティの役割（第7条）</p> <p> 第4節 市議会の役割（第8条—第11条）</p> <p> 第5節 市長の役割（第12条—第14条）</p> <p> 第6節 市の執行体制（第15条・第16条）</p> <p>第3章 情報の共有（第17条—第20条）</p> <p>第4章 参画・協働</p> <p> 第1節 参画・協働（第21条・第22条）</p> <p> 第2節 参画の形態（第23条—第26条）</p> <p> 第3節 参画への支援（第27条）</p> <p>第5章 住民投票（第28条・第29条）</p> <p>第6章 自治推進委員会の設置等（第30条・第31条）</p> <p>附則</p> <p>私たちが暮らす多摩市は、太陽の光あふれる、緑豊かなまちです。</p> <p>私たちは、ここに集い、あるいは生まれ育ち、学び働き、暮らし、生涯を終え、それぞれの歴史を刻み、文化を育んでいます。</p> <p>私たちは、先人の英知とたゆまぬ努力によって発展してきた大切なこのまちを、より暮らしやすくするとともに、次の世代へ引き継ぐために、ともに力をあわせて自ら築いていかなければなりません。</p> <p>そのためには、市民が、市民の手で、市民の責任で主体的にまちづくりにかかわることが大切です。</p> <p>このため、私たちは、一人ひとりの人権を尊重しつつ責任を分かち合うとともに、誰もがまちづくりに参画することによって、私たちのまちの自治を推進し、それぞれの持つ個性や能力がまちづくりに発揮される地域社会の実現をめざし、ここに多摩市自治基本条例を制定します。</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、私たちのまちの自治の基本原則を定め、市民、市議会及び市長をはじめとする多摩市（以下「市」といいます。）の執行機関のそれぞれの役割を明確にし、ともに考え協力し、行動することにより、市民の福祉を向上し、豊かな地域社会の実現を図ることを目的とします。</p> <p>（条例の位置付け）</p> <p>第2条 この条例は、私たちのまちの自治について、最も基本的な理念及び行動原則を定めるものであり、市</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 情報の共有（第3条—第9条）</p> <p>第3章 参画制度</p> <p> 第1節 計画策定への参画</p> <p> 第1款 参画の方法等（第10条—第14条）</p> <p> 第2款 審議会、懇談会等（第15条—第24条）</p> <p> 第3款 公聴会等（第25条）</p> <p> 第4款 ワークショップ等（第26条）</p> <p> 第5款 意見表明の機会（第27条—第31条）</p> <p> 第2節 事業実施における参画・協働（第32条）</p> <p> 第3節 評価への参画（第33条）</p> <p>第4章 自治推進委員会等（第34条—第42条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、多摩市自治基本条例（平成16年多摩市条例第1号。以下「自治条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとします。</p>

多摩市自治基本条例	多摩市長が定める多摩市自治基本条例の施行に関する規則
<p>が定める最高規範です。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 私たちのまちの自治 まちづくりの主体者である市民、市議会及び市の執行機関がそれぞれの役割に応じて連携し、地域社会を築いていくこと。</p> <p>(2) 市民 市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営むもの又は活動する団体等をいいます。</p> <p>(3) 市の執行機関 市長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。</p> <p>(4) 参画 市民がまちづくりに主体的に参加し、行動することをいいます。</p> <p>(5) 協働 市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割及び責任のもとで、まちづくりのために、ともに考え協力し、行動することをいいます。</p> <p>第2章 基本原則</p> <p>第1節 基本原則</p> <p>(基本原則)</p> <p>第4条 私たちのまちの自治は、市民の意思に基づき、次の各号に掲げる基本原則によって推進されなければなりません。</p> <p>(1) 性別年齢などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性及び能力が十分に発揮されること。</p> <p>(2) 市民、市議会及び市の執行機関がまちづくりに関する互いの情報を共有すること。</p> <p>(3) 市民の自主的・自立的な参画が保障されること。</p> <p>第2節 市民の役割</p> <p>(市民の権利)</p> <p>第5条 市民は、まちづくりに参画する権利を有します。</p> <p>2 市民は、まちづくりに関し、自らの意見を表明し、又は提案することができます。</p> <p>3 市民は、まちづくりに関し、市議会及び市の執行機関の保有する情報を知ることができます。</p> <p>(市民の義務)</p> <p>第6条 市民は、まちづくりに参画するにあたり自らの発言及び行動に責任を持つものとします。</p> <p>2 市民は、前条で定める権利の行使にあたり、公共の福祉、次世代及び市の将来に配慮するものとします。</p> <p>第3節 コミュニティの役割</p> <p>(コミュニティ)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとします。</p> <p>(1) 審議会 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく附属機関であつて、法令又は条例により設置するもの</p> <p>(2) 懇談会等 法令又は条例の規定に基づかず、専門知識の導入、利害の調整、市政に対する市民の意見の反映等を目的として、要綱等により市長が設置するもの。</p> <p>ア 市職員のみを構成員とするもの</p> <p>イ 他の地方公共団体、関係機関等の団体が構成員となつて組織され、構成員の負担金等により運営されている懇談会等で、市の執行機関内部に事務局が置かれているもの</p>

多摩市自治基本条例	多摩市長が定める多摩市自治基本条例の施行に関する規則
<p>第7条 コミュニティとは、市民が互いに助け合い、心豊かな生活をおくことを目的として、自主的に結ばれた組織をいいます。</p> <p>2 市民、市議会及び市の執行機関は、地域社会を多様に支え、自主的かつ自立的なコミュニティ活動の役割を尊重するものとします。</p> <p style="text-align: center;">第4節 市議会の役割</p> <p style="text-align: center;">(市議会の設置)</p> <p>第8条 住民の直接選挙による議員で構成された、市の意思決定機関として市議会を設置します。</p> <p>2 市議会の基本事項を定めるものとして、多摩市議会基本条例（平成22年多摩市条例第4号）を定めます。</p> <p style="text-align: center;">(市議会の権限)</p> <p>第9条 市議会は、市の重要事項を議決する権限並びに市の執行機関に対し、監視及びけん制する権限を有します。</p> <p>2 市議会は、法令の定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に関する検査及び監査の請求等の権限並びに市政に関する調査及び国又は関係機関に意見書を提出する等の権限を有します。</p> <p style="text-align: center;">(市議会の責務)</p> <p>第10条 市議会は、その権限を行使することにより、私たちのまちの自治の発展及び市民の福祉の向上に努めなければなりません。</p> <p>2 市議会は、情報を公開し、市民に開かれた議会運営に努めなければなりません。</p> <p style="text-align: center;">(市議会議員の責務)</p> <p>第11条 市議会議員は、市民の代表者としての品位と名誉を保持し、常に市民全体の利益を行動の指針とします。</p> <p>2 市議会議員は、市議会の責務を遂行するため、自己研鑽に努めなければなりません。</p> <p style="text-align: center;">第5節 市長の役割</p> <p style="text-align: center;">(市長の設置)</p> <p>第12条 住民の直接選挙により選ばれた、市の代表として、市長を置きます。</p> <p style="text-align: center;">(市長の権限)</p> <p>第13条 市長は、私たちのまちの自治を発展させるとともに、市民の福祉を向上させるための政策を推進し、市を代表する権限を有します。</p> <p style="text-align: center;">(市長の責務)</p> <p>第14条 市長は、第4条に定める基本原則に基づき、自治の充実発展及び市民の福祉の向上に必要な施策を講じなければなりません。</p>	

多摩市自治基本条例	多摩市長が定める多摩市自治基本条例の施行に関する規則
<p>2 市長は、新たな行政課題等に対応できるよう、機動的かつ柔軟な組織運営及び事務執行を行い、最少の経費で最良の行政サービスを提供できるよう努めなければなりません。</p> <p style="text-align: center;">第6節 市の執行体制</p> <p style="text-align: center;">(市の自立)</p> <p>第15条 市は、国及び東京都と対等の立場に立ち、まちづくりの推進にあたっては、自ら判断し、その責任において、権限を行使するものとします。</p> <p>2 市は、必要に応じて他の地方公共団体と連携し、まちづくりの推進に努めるものとします。</p> <p style="text-align: center;">(市の組織体制)</p> <p>第16条 市の執行機関は、総合計画、条例、予算その他市議会の議決に基づく施策及び事業並びに法令等に定められた事務について、公正かつ迅速に執行できる組織体制を整備しなければなりません。</p> <p>2 市の執行機関は、まちづくりに必要な能力を有する職員を育成しなければなりません。</p> <p>3 市の執行機関の職員は、市民の信頼に応え、この条例の趣旨に則して職務を遂行しなければなりません。</p> <p style="text-align: center;">第3章 情報の共有</p> <p style="text-align: center;">(情報共有)</p> <p>第17条 市議会及び市の執行機関は、保有する情報が、市民共有の財産であることから、これを市民にとってわかりやすいものになければなりません。</p> <p>2 市議会及び市の執行機関は、市民の参画及び協働にあたって、情報が共有されるよう、必要な措置を講じなければなりません。</p> <p style="text-align: center;">(情報公開)</p> <p>第18条 市議会及び市の執行機関は、市民の知る権利を保障し、公正で透明な市政の実現を図るため、情報の公開を総合的に推進しなければなりません。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 情報の共有</p> <p style="text-align: center;">(情報の公表)</p> <p>第3条 市長は、市民の参画及び協働を進めるため、次に掲げる情報については、これを公表しなければなりません。</p> <p>(1) 市の長期計画及び重要な基本計画</p> <p>(2) 市の主要な施策及び事業の進捗状況</p> <p>(3) 予算及び決算に関する情報</p> <p>(4) 行政評価に関する情報</p> <p>(5) 監査委員の監査結果</p> <p>(6) 審議会、懇談会等からの答申、報告、提言等</p> <p>2 市長は、前項各号に掲げる情報のうち決定過程にあるものについても、随時公表に努めるものとします。</p> <p style="text-align: center;">(情報の提供)</p> <p>第4条 市長は、次に掲げる情報については、市民への情報提供に特に努めるものとします。</p> <p>(1) 環境、保健衛生、防災等市民生活の安全と密接な関係がある情報</p>

多摩市自治基本条例	多摩市長が定める多摩市自治基本条例の施行に関する規則
<p>(個人情報の保護)</p> <p>第19条 市議会及び市の執行機関は、市民の自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の保護措置を講じ、市民の基本的人権を擁護し、信頼される市政を実現しなければなりません。</p> <p>(説明・応答責任)</p> <p>第20条 市の執行機関は、市民に対し市政に関する事項を説明する責務を果さなければなりません。</p>	<p>(2) 市民の意識、生活実態等に関する調査結果に関する情報</p> <p>(3) 統計に関する情報</p> <p>(4) 行事に関する情報</p> <p>(5) 市民生活への影響及び緊急性のある情報</p> <p>(6) その他自治の推進に資する情報 (情報の公表・提供方法)</p> <p>第5条 市長は、市民に公表又は提供する情報を、多摩市立図書館行政資料室及び情報を作成した所管部署等において閲覧に供するものとします。</p> <p>2 市長は、次に掲げる手法等を用いて情報を公表又は提供するものとします。</p> <p>(1) 多摩市広報</p> <p>(2) 多摩市公式ホームページ</p> <p>(3) 印刷物の配布又は有償刊行物(電磁的記録によるものを含みます。)の頒布</p> <p>(4) 報道機関への情報提供</p> <p>3 市長は、前2項に規定する手法等のほか、必要に応じて市民説明会の実施等市民に直接説明する機会を設けるものとします。</p> <p>(公表・提供する情報内容の充実)</p> <p>第6条 市長は、市民に公表又は提供する情報を作成する際には、正確で分かりやすい表現を用いるとともに、図表、グラフを用いる等市民の視点に立って情報を作成するよう努めるものとします。</p> <p>2 市長は、市民に最新の情報を公表又は提供していくため、情報の発生都度速やかにこれを更新するよう努めるものとします。</p> <p>(情報の公表・提供期間)</p> <p>第7条 第5条第1項の情報を作成した所管部署での公表及び同条第2項第2号の多摩市公式ホームページでの公表又は提供の期間は、計画等については当該計画期間とし、その他の情報については、公表又は提供を開始した日から原則として1年間とします。</p> <p>(他の制度との調整)</p> <p>第8条 情報の公表又は提供について、法令等に別段の定めがある場合には、当該定めによるものとします。</p> <p>(意見等に対する応答責任)</p> <p>第9条 市長は、次に掲げる手段により寄せられた、市民からの意見に対しては、原則として意見を受けた日から30</p>

多摩市自治基本条例	多摩市長が定める多摩市自治基本条例の施行に関する規則
<p>2 市の執行機関は、市民から寄せられた意見その他市民からの要望等に対し、応答する責任を負うものとします。</p> <p style="text-align: center;">第4章 参画・協働</p> <p style="text-align: center;">第1節 参画・協働</p> <p style="text-align: center;">(参画・協働)</p> <p>第21条 市民は、市の執行機関における計画の策定、実施及び評価の各段階に参画することができます。</p> <p>2 市の執行機関は、第5条第1項及び第2項に規定する権利を保障するために、この章に掲げる施策を講じなければなりません。</p> <p style="text-align: center;">(参画の保障)</p> <p>第22条 市の執行機関は、市民の意見が市政に反映されるとともに、参画する機会が保障されるよう、多様な参画制度を整備しなければなりません。</p> <p>2 市の執行機関は、市民が参画できないことにより、不利益を受けることのないよう、配慮します。</p> <p style="text-align: center;">第2節 参画の形態</p> <p style="text-align: center;">(参画の形態)</p> <p>第23条 市の執行機関は、前条の規定による参画する機会を保障するため、次の各号に掲げる方法のうち事案に応じて必要なものを用いるものとします。</p> <p>(1) 審議会、懇談会等への委員としての参画</p> <p>(2) 公聴会等への参画</p> <p>(3) 一定の課題について集団で検討作業を行うこと(ワークショップ等)への参画</p> <p>(4) 意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度(パブリックコメント等)への意見表明</p> <p>(5) アンケート調査等への意見表明</p> <p>2 市の執行機関は、参画の方法及び聴取した意見等の取扱いを決定したときは、これを事前に公表しなければなりません。</p> <p style="text-align: center;">(計画策定等への参画)</p> <p>第24条 市の執行機関は、基本構想、基本計画及び各施策の基本となる計画の策定等を行うにあたり、前条第1項各号に掲げる方法を用いて、市民の参画する機会を保障するものとします。</p>	<p>日以内に、書面をもって応答しなければなりません。ただし、第2号の意見については、結果の公表をもって代えることとします。</p> <p>(1) 市長へのハガキ、ファクシミリ又は電子メールによる意見</p> <p>(2) パブリックコメントに寄せられた意見</p> <p>(3) その他書面等をもって事務の所管部署に寄せられた意見</p> <p style="text-align: center;">第3章 参画制度</p> <p style="text-align: center;">第1節 計画策定への参画</p> <p style="text-align: center;">第1款 参画の方法等</p> <p style="text-align: center;">(計画策定への参画)</p> <p>第10条 市長は、次に掲げるものについては、自治条例第23条第1項各号に掲げる参画制度のうちいずれか1つ以上、実施しなければなりません。</p> <p>(1) 市の基本構想、市の基本的政策を定める計画、個別分野における施策の基本方針等基本的な事項を定める計画の策定及び改定</p> <p>(2) 市のまちづくりの基本的な方向性を定める条例等の制定及び改正</p> <p>(3) 条例により直接市民に義務を課し、又は権利を制限する条例(税等の負担に関するもの、法令の定めによるもの等を除く。)の制定及び改正</p> <p>(4) 市民生活に重大な影響を及ぼすことが予測される重要な問題に係る意思決定</p> <p>2 市長は、前項各号に該当しないものについても、計画策定段階において自治条例で定める参画制度により、市民の参画する機会の保障に努めるものとします。</p> <p style="text-align: center;">(参画制度の方法等)</p> <p>第11条 市長が参画制度のいずれかを選択する際の方法及び基準は、おおむね次のとおりとします。</p> <p>(1) 審議会への委員としての参画 市民の有する専門的・技術的知識、学識経験等が活かされた審議により答</p>

多摩市自治基本条例	多摩市長が定める多摩市自治基本条例の施行に関する規則
	<p>申、報告等を求める場合</p> <p>(2) 懇談会等への委員としての参画 市民の知識、経験等が活かされた自由な意見交換により、提言等を求める場合</p> <p>(3) 公聴会等への参画 市の重要な案件又は市民の権利義務に大きな影響のある案件について決定する際に、利害関係者、識見を有する者等の意見を聴く場合</p> <p>(4) ワークショップ等への参画 市政の課題、地域の問題等の抽出や選択を通して、広く市民と合意形成の過程を共有することが必要な場合</p> <p>(5) パブリックコメント等への意見表明 基本的な政策等の策定にあたり、当該策定しようとする政策等の趣旨、目的、内容等を広く公表し、公表したものに対する市民からの意見を受ける場合</p> <p>(6) アンケート調査等への意見表明 市政に係る重要な事案又は課題について、市民の意向を把握する必要がある場合</p> <p>(参画制度選択の事前公表)</p> <p>第12条 市長は、前条の規定により参画制度を選択したときは、開催及び実施方法等必要な事項を、第5条第2項に規定するいずれかの方法により事前に公表しなければなりません。</p> <p>(意見の取扱い)</p> <p>第13条 市長は、参画制度の実施により提出された意見等を誠意を持って適切に取扱い、事案の決定等を行うものとします。</p> <p>(記録の作成)</p> <p>第14条 市長は、参画制度を実施したときは、記録を作成し、第5条第2項に規定するいずれかの方法により公表するものとします。</p> <p style="text-align: center;">第2款 審議会、懇談会等</p> <p>(審議会の設置)</p> <p>第15条 市長は、専門的・技術的知識、学識経験等が活かされた審議により答申、報告等を求める場合は、審議会を設置するものとします。</p> <p>2 審議会を設置するときは、次に掲げる基準によるものとします。</p> <p>(1) 専門知識の導入、公正の確保、利害の調整又は民意の反映を特に必要とすること。</p> <p>(2) 審議会の機能、目的及び所掌事項が明確であること。</p> <p>(3) 既に設置されている審議会と設置目的が類似し、又は所掌事項が重複していないこと。</p> <p>(委員の選任)</p> <p>第16条 審議会の委員の選任は、次に掲げる基準により行う</p>

多摩市自治基本条例	多摩市長が定める多摩市自治基本条例の施行に関する規則
	<p>ものとしします。</p> <p>(1) 公正を確保し得る委員構成とし、設置の目的が幅広く市民の意見を聴くことが求められる場合は、設置目的を勘案し、市民委員の募集は原則として公募により行うこと。</p> <p>(2) 市職員は、特に必要がある場合を除き、委員としないこと。</p> <p>(3) 既に設置されている他の審議会等の委員の職にある者は、特に必要がある場合を除き委員に選任しないこと。</p> <p>(4) 委員の在任期間は、委員就任時において通算し、原則として8年を超えないこと。</p> <p>(5) 委員の男女比については、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の理念に基づき、男性委員及び女性委員の割合がそれぞれ全委員の40パーセント以上になるよう努めること。</p> <p>（選考要綱等の作成）</p> <p>第17条 市民委員の公募にあたっては、公正かつ公平な選考が実施されるよう、選考要綱等を作成し、その概要を事前に公表するものとしします。</p> <p>2 選考要綱等については、次に掲げる事項を規定するものとしします。</p> <p>(1) 公募方法（周知方法、募集人員、応募資格、募集期間等）</p> <p>(2) 選考方法</p> <p>(3) 選考基準</p> <p>(4) 特記事項</p> <p>(5) 委員氏名の公表の方法</p> <p>(6) 選考委員の職名</p> <p>（公募の周知）</p> <p>第18条 市民委員の公募にあたっては、前条第2項第1号に基づき、多摩市広報、多摩市公式ホームページ等により、広く市民に対し、次に掲げる事項を周知しなければなりません。</p> <p>(1) 審議会の設置の目的及び趣旨</p> <p>(2) 募集人員</p> <p>(3) 対象者又は応募資格</p> <p>(4) 任期</p> <p>(5) 募集期間</p> <p>(6) 謝礼又は報酬の有無</p> <p>（公募の方法）</p> <p>第19条 市民委員の公募にあたっては、多くの市民が簡易に応募できるよう、次に掲げるすべての方法が利用できるよう努めるものとしします。</p> <p>(1) 持参（代理人によるものを含む。）</p>

多摩市自治基本条例	多摩市長が定める多摩市自治基本条例の施行に関する規則
	<p>(2) 郵送</p> <p>(3) ファクシミリ</p> <p>(4) 電子メール</p> <p>2 電子メールによる公募を行うときは、応募者の個人情報を保護するため、多摩市公式ホームページ内の応募用専用フォームを用いるものとします。</p> <p>(公募時に収集する個人情報)</p> <p>第20条 市民委員の公募にあたっては、多摩市個人情報保護条例(平成11年多摩市条例第1号)第6条の規定に基づき、収集する個人の情報については、次に掲げるもののほか必要最小限のものとしなければなりません。</p> <p>(1) 氏名</p> <p>(2) 住所</p> <p>(3) 電話番号(ファクシミリ番号及びメールアドレスを含む。)</p> <p>(4) 性別及び年齢</p> <p>(5) 特記事項</p> <p>(選考結果の通知)</p> <p>第21条 市長は、選考結果を、公募方法のいずれかにかかわらず、応募した市民全員に対し、封書により速やかに通知するとともに、選任された者の氏名を公表するものとします。</p> <p>(会議の公開及び会議録の作成)</p> <p>第22条 審議会の会議は、原則として公開するものとし、非公開とするときは、その根拠を公表しなければなりません。</p> <p>2 審議会は、会議に際し、原則として会議録を作成するものとし、会議録は会議が公開のときは公開し、会議が非公開のときにおいても、当該会議録等に多摩市情報公開条例(平成12年多摩市条例第53号)第7条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合を除き、公開しなければなりません。</p> <p>(懇談会等の設置)</p> <p>第23条 市長は、個人の知識、経験等が活かされた自由な意見交換により、提言等を求める場合は、懇談会等を設置するものとします。</p> <p>2 懇談会等の設置にあたっては、次に掲げる事項に留意するものとします。</p> <p>(1) 懇談会等の名称については、審議会と紛らわしい名称を用いないこと。</p> <p>(2) 委員の意見の取りまとめについては、個々の委員の表明する意見が活かされるよう努めること。</p> <p>3 前2項に掲げるもののほか懇談会等の設置等に関しては、審議会に関する規定を準用します。</p> <p>(審議会、懇談会等の見直し)</p>

多摩市自治基本条例	多摩市長が定める多摩市自治基本条例の施行に関する規則
	<p>第24条 市長は、設置した審議会、懇談会等について定期的に見直しを行うものとし、次に掲げる事項に該当するものについては、廃止又は統合しなければなりません。</p> <p>(1) 設置目的がすでに達成されたもの</p> <p>(2) 社会経済情勢、市民要望の変化等により著しく役割が低下しているもの</p> <p>(3) その他行政の簡素・効率化の見地から統合が望ましいもの</p> <p style="text-align: center;">第3款 公聴会等</p> <p style="text-align: center;">(公聴会等の開催)</p> <p>第25条 市長は、必要に応じて、市の重要な案件又は市民の権利義務に大きな影響のある案件について決定する場合に、利害関係者、識見を有する者等の意見を聴くために公聴会等（法令等の規定に基づくもののほか、参加した市民が意見を表明することができる市民説明会等を含みます。）を開催するものとします。</p> <p>2 公聴会等の開催にあたっては、事案ごとに開催方法を定めるものとします。</p> <p style="text-align: center;">第4款 ワークショップ等</p> <p style="text-align: center;">(ワークショップ等の開催)</p> <p>第26条 市長は、市政の課題、地域の問題等の抽出や選択を通して、広く多くの市民と合意形成の過程を共有することが必要な場合は、市民と市及び市民同士の自由な議論により市民意見の方向性を見出すことを目的とする検討作業の会合（以下「ワークショップ等」という。）を開催するものとします。</p> <p>2 ワークショップ等の開催にあたっては、事案ごとに開催方法を定めるものとします。</p> <p style="text-align: center;">第5款 意見表明の機会</p> <p style="text-align: center;">(パブリックコメント等の実施)</p> <p>第27条 基本的な政策等の策定にあたっては、当該策定しようとする政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表し、公表したものに対する市民からの意見を受け、市民から提出された意見の概要及び市民から提出された意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続（以下「パブリックコメント等」という。）を実施するものとします。</p> <p>2 市長は、パブリックコメント等の実施に際し、あらかじめ次に掲げる事項を明記した要項等を作成し、これを公表しなければなりません。</p> <p>(1) 件名</p> <p>(2) 目的</p> <p>(3) 事業内容又は事業説明</p> <p>(4) 資料内容及び公表方法等</p> <p>(5) 対象者</p> <p>(6) 意見募集期間</p>

多摩市自治基本条例	多摩市長が定める多摩市自治基本条例の施行に関する規則
(事業実施における参画)	<p>(7) 意見の提出方法及び提出先</p> <p>(8) 意見の取扱い及び応答方法</p> <p>(9) その他必要な事項 (政策等の案の公表等)</p> <p>第28条 市長は、パブリックコメント等の実施に際し、政策等の案を多摩市立図書館行政資料室及び多摩市公式ホームページにおいて公表しなければなりません。</p> <p>2 市長は、前項の規定により政策等の案を公表するときには、併せて次に掲げる資料を公表するものとします。</p> <p>(1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景</p> <p>(2) 政策等の案を立案する際に整理した市長の考え方及び論点</p> <p>(3) 市民が当該政策等の案を理解するために必要な関係資料 (パブリックコメント等の実施の告知)</p> <p>第29条 市長は、パブリックコメント等を実施する際には、原則として、多摩市広報及び多摩市公式ホームページを用い、当該パブリックコメント等を実施することを告知するものとします。 (意見等の提出)</p> <p>第30条 市長は、前条の告知の日から15日以上期間を設けて、政策案等についての意見等の提出を受けなければなりません。</p> <p>2 前項に規定する意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとします。</p> <p>(1) 持参(代理人によるものを含む。)</p> <p>(2) 郵送</p> <p>(3) ファクシミリ</p> <p>(4) 電子メール</p> <p>(5) その他市長が必要と認める方法</p> <p>3 電子メールによる提出を行うときは、意見提出者の個人情報保護のため、多摩市公式ホームページ内のパブリックコメント等専用フォームを用いるものとします。</p> <p>4 意見等を提出しようとする市民は、原則として住所、氏名等を明らかにするものとします。 (アンケート調査等の実施)</p> <p>第31条 市長は、市政に係る重要な事案又は課題について、市民の意向を把握する必要があると認める場合は、アンケート調査又はアンケート投票(以下「アンケート調査等」という。)を実施するものとします。</p> <p>2 市長は、アンケート調査等の目的、内容、対象者及び結果の処理方法については、事案ごとに定め、あらかじめ公表しなければなりません。</p> <p style="text-align: center;">第2節 事業実施における参画・協働</p> <p style="text-align: center;">(協働による事業の実施)</p>

多摩市自治基本条例	多摩市長が定める多摩市自治基本条例の施行に関する規則
<p>第25条 市の執行機関は、事業の実施にあたり、市民の参画を得るとともに、多様な市民の知恵と活力が活かされるよう努めるものとします。</p> <p>2 市の執行機関は、地域の課題を解決するため、自立的に活動する各種団体等の自主性を尊重し、協働を進めるものとします。</p> <p>(評価への参画)</p> <p>第26条 市の執行機関は、実施した主要な事業について評価し、その結果を公表するものとします。</p> <p>2 市民は、市の執行機関が行っている政策及び事業に対し評価することができます。</p> <p>3 市の執行機関は、前2項の評価を施策に反映するよう努めるものとします。</p> <p>第3節 参画への支援</p> <p>(参画への支援)</p> <p>第27条 市の執行機関は、市民がまちづくりの主体者として、参画しやすい環境整備に努めなければなりません。</p> <p>第5章 住民投票</p> <p>(住民投票)</p> <p>第28条 市長は、市政に係る重要事項について、広く市民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができます。</p> <p>2 市長は、住民投票で得た結果を尊重しなければなりません。</p> <p>3 住民投票を行う場合はその事案ごとに、投票権者、投票結果の取扱い等を規定した条例を別に定めるものとします。</p> <p>(住民投票の発議・請求)</p> <p>第29条 市長は、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。</p> <p>2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の市議会議員の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。</p> <p>3 住民のうち、選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。</p> <p>第6章 自治推進委員会の設置等</p> <p>(自治推進委員会の設置)</p>	<p>第32条 市長は、新たな支えあいによる豊かな地域社会を実現するため、事業実施においては、市民との対話を重視し、役割分担を明確にした協働によるまちづくりを推進するものとします。</p> <p>2 市長は、地域の課題解決のために市民との協働が必要と認められる事業の実施に当たっては、市民の持つ専門性、柔軟性、機敏性等の特性を最大限活かせるよう努めるものとします。</p> <p>第3節 評価への参画</p> <p>(評価への参画)</p> <p>第33条 市長は、行政評価を行う際には、自治条例第23条第1項第1号又は第5号に掲げる参画制度を用いて、市民を評価に参画させなければなりません。</p> <p>2 市長は行政評価を行った際には、その結果を公表するものとします。</p> <p>3 第1項の規定による参画制度の実施については、第1節での規定を準用します。</p> <p>第4章 自治推進委員会等</p> <p>(所掌事項)</p>

多摩市自治基本条例	多摩市長が定める多摩市自治基本条例の施行に関する規則
<p>第30条 私たちのまちの自治の円滑な推進を図るため、多摩市自治推進委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。</p> <p>2 委員会は、市長の諮問に応じ、自治の推進に関する事項について審議し、市長に答申するものとします。</p> <p>3 委員会は、前項に規定するもののほか、自治の推進に関する重要事項について、市長に提言することができます。</p> <p>4 市長は、委員会の答申及び提言を尊重しなければなりません。</p> <p>5 委員会は、地方自治に識見を有する者及び市民による6人以内の委員をもって構成します。</p> <p>6 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とします。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めます。</p> <p>（委任）</p> <p>第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、市議会及</p>	<p>第34条 自治条例第30条の規定に基づき市長が設置する、多摩市自治推進委員会（以下「委員会」という。）は、次に定める事項を所掌します。</p> <p>（1）市長の諮問に応じて、自治の推進に関し審議し、答申すること。</p> <p>（2）自治の推進に関する重要事項について市長に提言すること。</p> <p>（3）その他参画及び協働の実施に関し必要と認めること。</p> <p>（諮問内容等の公表）</p> <p>第35条 市長は、委員会へ諮問したときは、その諮問内容を公表するものとします。</p> <p>2 市長は、委員会からの答申又は提言があったときは、その内容を公表するものとします。</p> <p>3 第2項の公表の方法については、第5条の規定を準用します。</p> <p>（構成）</p> <p>第36条 委員会は、次に掲げる者6人以内をもって構成します。</p> <p>（1）地方自治に識見を有する者 2人以内</p> <p>（2）市内全域を活動範囲としている団体の推薦する市民 2人以内</p> <p>（3）公募市民 2人以内</p> <p>（委員長及び副委員長）</p> <p>第37条 委員会に、委員長及び副委員長を置きます。</p> <p>2 委員長及び副委員長は、委員の互選でこれを定めます。</p> <p>3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理します。</p> <p>4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理します。</p> <p>（招集）</p> <p>第38条 委員会は、必要に応じて委員長が招集します。</p> <p>（定足数及び表決数）</p> <p>第39条 委員会は、委員の半数を超える者の出席がなければ会議を開くことができません。</p> <p>2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによります。</p> <p>（関係者の出席）</p> <p>第40条 委員長は、委員会の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができます。</p> <p>（事務局）</p> <p>第41条 委員会の事務局は、企画政策部企画課に置きます。</p> <p>（補則）</p> <p>第42条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が</p>

多摩市自治基本条例	多摩市長が定める多摩市自治基本条例の施行に関する規則
<p>び市の執行機関が別に定めるものとします。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。（平成16年規則第50号で平成16年8月1日から施行）</p> <p>附 則（平成22年条例第4号抄）</p> <p>（施行日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において多摩市議会規則で定める日から施行します。（平成22年議会規則第1号で平成22年9月8日から施行）</p>	<p>別に定めます。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成16年8月1日から施行します。</p> <p>附 則（平成21年規則第35号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成23年規則第15号）</p> <p>この規則は、平成23年4月1日から施行する。</p>